

子どもたちの成長を願って

(H 2 3 ・ 3 ・ 7)

平成 2 3 年度 教育委員会取組方針

＜スローガン＞ 愛情と信頼・深めよう 絆

＜基本 方針＞

未来を担う新居浜の子どもたちが、自立して社会で生きていく力を身につけるため、教育の質を高め、社会全体で子どもを育てる。

目 標

- I. 豊かな心と健やかな身体を育み、信頼される学校づくりを進める。
- II. 一人一人を大切にすることをすべての教育活動の基礎とする。
- III. 規範意識を養い、社会で適切に行動できる子どもを育成する。
- IV. 郷土を誇り、自分を誇れる子どもを育成する。
- V. 教育環境の整備に努め、確かな学力を身に付けた子どもを育成する。
- VI. 大人の責務・役割を明確にすることで、学校、家庭、地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を高める。

◎→実施事項 ○→努力・検討事項 下線部は新規取組

I 豊かな心と健やかな身体を育み、信頼される学校づくりを進める。

1 夢を育む学校づくり

- (1) 開かれた学校づくり —— 学校と地域の双方向性コミュニケーションを形成することが必要であり、保護者・地域住民に学校情報を公開し、共通理解を得ることを通じて、信頼を得るとともに学校・家庭・地域社会の連携を推進する。

＜平成 2 3 年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 開かれた学校づくりを進めるなかで信頼される学校を目指して「学校評価」を行い、現状と課題を明確にするとともに、今後の改善方策について検討を行う。保護者・地域住民等へ公表をする。
 - ・ 平成 2 2 年度評価を平成 2 3 年度当初の校長会の場で公開し、情報交換を行う。
 - ・ 学校評価は、自己評価・学校関係者評価を実施し、学校便り、学校ホームページ、公民館へ掲示するなどの方法で、積極的に公開を行い、課題解決に取り組む。
- ◎ 教育委員会・学校の情報公開を進める。
 - ・ 教育委員会から学校・公民館等へ発信する教育情報を教育委員会のホームページで公開する。
 - ・ 教育目標・教育計画・活動状況・成果等を保護者や地域住民に公開し、説明責任を果たす。
 - ・ 学校のホームページを活用し、積極的に学校情報を発信する。
- ◎ 「教育懇談会」の実施により開かれた学校づくりを推進する。 —— 子どもを取り巻く環

境が変化してきた中で、将来を担う子どもが健やかに育ち、確かな学力を身につけるために、学校・家庭・地域社会がそれぞれ持つ教育機能を十分に発揮するとともに課題を共有化し、課題解決のための方策を協議し連携を深めることをねらいとして開催する。

・ 一学期中に中学校校区で、市P連・各单位Pの協力を得て開催する。

- ◎ 全国体力・運動能力・運動習慣等調査結果（抽出データ）を活用し、各学校が児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体力・健康に関する指導の改善に役立てる。

・ 市教育委員会指定「新居浜市学校保健研究大会」と「新居浜市学校給食研究大会」を並立して相互開催をする。（平成23年度「新居浜市学校給食研究大会」を金栄小学校で開催する。）

- ◎ 手洗いやうがいなどの徹底により、感染症（インフルエンザ、ノロウイルス等）の予防に努める。

- ◎ 「学校へ行こうデイ（日）」—— 来て・見て・知って、みんなの学校！ 開かれた学校づくりを一層推進し、家庭や地域社会に対して積極的に働きかけを行い、互いに課題や成果を共有し、共に子どもたちを育てる機運を高めていきたい。

・ 学校の自主性や創意工夫をこらした教育の展開を図るため、毎月（原則15日）に実施または、学期に1回以上の公開日を設定する。

・ 小学校は10月6日（木）、中学校は9月27日（火）に統一して「学校へ行こうデイ（日）」を実施する。

・ 授業参観や学校独自の保護者・地域住民等との交流活動の機会として活用する。

・ 公開日を意識した授業は行わず、学校のありのままの姿を市民に知ってもらおう。

・ 学校開放では危機管理を視野に入れながら、市政だより、公民館報、ホームページ等を活用して、参加者の増加を図る。また、学校選択制に対応し、その申請受付前に校区外の保護者・住民への周知に努める。

- ◎ 生徒会の活性化を図るため、交流の機会を（8月3日）設ける。

（2）特色ある学校づくり —— 学校は地域の誇りであり、選ばれる立場にあるということを認識し、学校教育の画一性・受け身体質を克服し、各学校がそれぞれの実情に応じ、自主性・自律性及び創意・工夫をこらした教育の展開を図る。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 「夢広がる学校づくり推進事業」—— 小学校14校で実施する。また、次年度に向け、実施校の増加と予算充実を検討する。

・ 新居浜小 —— 伝えよう、広げよう、元気な新小

・ 宮西小 —— 人とつながり 未来へはばたく みやにし

・ 金栄小 —— 金栄 いきいき つながり プロジェクト ～ 地域の方々との交流活動を通して ～

・ 高津小 —— ふるさと発見

・ 浮島小 —— 大好き！ わたしたちのふるさと「浮島」

・ 惣開小 —— 日本のよさを見直そう

・ 若宮小 —— 広げよう、ともに生きる力

・ 垣生小 —— 地球大好き！ みんなで楽しくエコアクション！

・ 神郷小 —— スクールエコ運動を通して、21世紀をたくましく生きていける子

どもを育てる。

- ・ 多喜浜小 ――― 郷土の誇り 多喜浜塩田再発掘
- ・ 泉川小 ――― 地域とともに育つ泉川っ子 ～ つなげよう 石山の教え ～
- ・ 船木小 ――― 児童の心が豊かに育つ環境づくり
- ・ 大生院小 ――― 伝え合おう つながるために ～ 人・もの・自然とのかかわりを通して ～
- ・ 角野小 ――― チャレンジ・ザ・スポーツ 角野っ子スタジアム

◎ 実践的な環境学習、食育の調査研究を推進する。

- ・ 学校における「食に関する指導の全体計画」を整備し、計画的に食育を推進する。また、各校の実態に応じた「食に関する体験活動」を実践する。
- ・ 西中校区（若宮小・惣開小・西中）（「食農と健康」実践研究推進事業）
- ・ 生命を育み、健康につながる環境・食のサイクルについて学ぶ（大生院小・垣生小）

◎ 「子ども会議」の実施 ―― 子どもたちが自由に意見を出し合い、自分たちの夢や輝く未来を実現するために意見交換を行う場を設定する。話合いの結果に基づき「新居浜市こども夢未来基金」を運用し、事業化を検討する。

- ・ 小・中学校合同で7月31日に開催
- ・ 小学5年生から中学3年生までを対象
- ・ 公募や学校推薦された小・中学生の参加

◎ 芸術文化に親しむ教育の推進

- ・ 子どもたちが身近に本物の芸術文化を体験できる機会を提供し、子供たちの芸術文化を愛する心を育てるとともに、豊かな情操を養うことを目的に学校出前コンサート、芸術文化出前講座を実施する。

◎ トップアスリート育成事業（中体連専門部と共同実施・卓球を主体）

◎ 教職員の資質の向上のための支援事業

- ・ 教職員と教育委員会とが合同し、先進的な教育実践・取組をしている学校現場等での研修によって指導力及びリーダーとしての資質の向上を図る。

2 図書館活用教育の推進への取組

子どもの読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする。そのために、人生をより深く生きる力を身につける上で、欠くことのできない図書館活用教育の推進を図る。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

◎ 学校図書館支援推進事業

- ・ 学校図書館活性化推進実践校2校（船木小学校・多喜浜小学校）を指定し、効果的な学校図書館活用モデルプランを作成する。
- ・ 継続した環境整備（図書の廃棄・配置・選書等の指導）、読書支援、学校図書館や市立図書館の資料を活用した授業・学習支援に取り組む。
- ・ 図書館情報交換会等学校図書館関係者の研修会を開催し、資質の向上を目指す。

◎ 「お話会」の実施

- ・ 市立図書館司書・ボランティアにより、館内・館外においてのお話会（絵本の読み語り、紙芝居、本の紹介等）を実施する。

◎ 移動図書館車（青い鳥号）の学校巡回（小学校13校・中学校3校）を一部昼休みに行い、

活用を促進する。

- ◎ 夏休み図書館こども探検隊を実施する。
- ◎ 職場体験や施設見学の受入れを行う。

Ⅱ 一人一人を大切にすることをすべての教育活動の基礎とする。

1 不登校対策

(1) 不登校対策の充実

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 不登校問題の解消のため、各中学校区で小中連携の取組を行う。
 - ・ 小中合同で協議を行い9カ年を見通した教育計画（グランドデザイン）を作成する。
 - ・ 小中学校教職員、児童・生徒の交流を深める。（学校行事等での工夫）
 - ・ 中1ギャップの解消に向けての取組を実践する。
- ◎ 「新居浜市不登校対策検討委員会」は、中1ギャップと小中学校の連携について調査研究し、研究内容を各学校に提供する。
(校長2名、教頭2名、小中学生指導主事2名、養護教諭1名 スクールカウンセラー1名、適応指導教室室長、スクールソーシャルワーカー1名、学校教育課職員2名を基本に構成) 年間3回開催
- ◎ いじめ不登校チェックシートの活用を図る。—— 市教育委員会のホームページからダウンロードして使用できるようにする。小中学校のいじめ不登校を早期発見し、予防するため、保護者向けに「見逃さないで！子どものサイン」シートを提供する。
- ◎ 親と子のふれあい相談室「あゆみ」（土曜日教育相談室）を設置する。
 - ・ 新居浜市総合福祉センター（ふれあいプラザ）1階相談室で実施

(2) 学校における取組

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 基礎・基本の定着を図り、わかる授業の充実と家庭学習と連携して、学力の向上を図る。
- ◎ 望ましい人間関係づくり、悩みや不安等の相談活動の推進に努め、不登校の未然防止を図る。
- ◎ 校内生徒指導委員会や校内不登校対策委員会などを通して、不登校生の実態や対応等について情報交換を行い、全校体制で取り組む。
- ◎ 中1ギャップに対応するために、小学校と中学校との連携を密にし、情報交換や引継ぎ等の充実を図る。(東中・西中・南中・北中・泉川中・角野中・中萩中・大生院中・川東中に配置)
- ◎ 学校に配置するハートなんでも相談員・スクールカウンセラーと連携を図り、学校における相談体制の充実と向上に努める。
 - ・ 小学校に「ハートなんでも相談員」を8校配置（金子小、神郷小、高津小、中萩小、泉川小、角野小、新居浜小、宮西小）
 - ・ 中学校に「ハートなんでも相談員」を6校配置（東中、西中、南中、泉川中、船木中、中萩中）
 - ・ 中学校に「スクールカウンセラー」を4校配置（北中、大生院中、角野中、川東中）
 - ・ 不登校生やその保護者・教員に対するカウンセリング方法等、教育相談の充実を図る。
 - ・ 校長のリーダーシップによる、学級担任や不登校生を支える体制づくりに努める。
- ◎ 「児童生徒をまもり育てる協議会」等において不登校の実態を公開し、民生児童委員、主任

- 児童委員等地域との連携を図り、学校・家庭・地域が一体となって不登校問題に取り組む。
- ◎ ひきこもり傾向の児童生徒を対象に I T 等を活用した学習支援により、不登校生の学力の定着を図る。
 - ・ I T 等を活用した学習支援が必要な児童生徒の実態把握や情報収集を行うとともに、面接指導や訪問指導等を行い、不登校生とのコミュニケーションを図る。
 - ◎ あすなる教室との連携を図り、常に入級・通級児童生徒の情報交換を行う。
 - 自学自習支援事業を検討する。
 - ・ 学習内容を十分定着しないままでの進級が、非行や不登校の原因の一つとして考えられるため、長期休業中に補充学習や発展学習を行うことを特色ある学校づくりのひとつとして検討する。

(3) あすなる教室における取組

— <平成23年度 重点実施項目・内容> —

- ◎ 学校、関係相談員や関係機関との連携を図り、不登校生や保護者への支援を行う。
 - ・ 保護者会、カウンセリングなどを通して、児童生徒や保護者の支援を行う。
 - ・ 入級・通級児童生徒について、関係学校との情報交換会を持つ。
- ◎ 相談活動の充実及び関係機関との連携強化のためにスクールソーシャルワーカーを配置する。
- ◎ 中学校の不登校生徒・保護者を対象とする進路相談会を実施する。
 - ・ 年に2回程度、定時制・通信制を含む県立高校、私立高校、専修学校等による進路説明会を開催する。
- ◎ 自然体験活動を実施する。(子ども・若者育成支援のための体験活動推進事業)
 - ・ 登山や宿泊体験など自然体験活動を行うことにより、目標に向かって努力する体験や集団活動を通じて、自信を回復し、支え合う仲間の存在に気づき、社会的自立を支援する。
- ◎ 学校と連携しながら不登校生の学力の定着の支援を行う。
- ◎ 学校と連携しながら入級児童生徒の学校復帰を図る。

2 人権・同和教育についての取組

人権尊重の理念を全ての教育活動の基礎におき、現職教育の充実、進路を保障する教育の実践、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながる学習の推進、仲間意識に支えられた集団づくりを通して、生きる力を育むよう努める。

(1) 教育実践交流の充実

— <平成23年度 重点実施項目・内容> —

- ◎ 人材育成に努め、実態に応じ、職務内容を具体的に見直し、実践に当たっては、校長の監督のもと人権・同和教育の推進を図る。
- ◎ 新居浜市小・中学校人権・同和教育研究大会を実施する。小学校4校、中学校3校を会場校とし、授業公開、授業研究を中心に同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決につながる人権・同和教育の実践交流を図る。
- ◎ 文部科学省指定「人権教育研究指定校事業」指定校(金子小学校 H22年～H23年)
- ◎ 県教育委員会指定「県教育委員会人権・同和教育訪問」指定校(高津小)
- ◎ 「新居浜市人権尊重のまちづくり条例」で規定されている、「人権のつどい日」(毎月11日)の周知・啓発に努める。
 - ・ 「人権のつどい日」への積極的な参画

(2) 校区別人権・同和教育懇談会開催事業への取組

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 基礎研修、学級・学年別懇談会、地区別懇談会の3本柱で実施する。
- ◎ 地区別懇談会は、同和問題の解決を重要な柱として取り組み、小学校と中学校の役割分担を明確にするとともに、学校・保護者・行政・地域住民が協力して実施する。
- ◎ 行政職員は、校区ごとに計画段階から参加し、指導的な役割を果たすように求める。

3 特別支援教育

「特別支援教育は教育の原点」としてとらえ、一人一人を大切にし、児童・生徒の障がいの重度・重複化や多様化、発達障がいのある児童・生徒の教育的ニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行う。

(1) 発達支援課の取組 — 障がいや発達課題のある子どもが、地域で共に育ち、学び、働き、暮らす支援の体制づくりに取り組み、障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指すものとする。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 専門家による保育園、幼稚園、小・中学校、高等学校での巡回相談や個別相談を実施し、障がいや発達課題のある子どもや家族に対し、早期対応・継続支援の充実を図る。
- ◎ 早期療育として、「育ちの教室」・「ことばの教室」の充実を図る。
- ◎ 愛媛大学と連携し、発達障がい児童・生徒に対しソーシャルスキルトレーニングを実施し、人間関係づくりの向上を図る。
- ◎ 関係機関と連携のため、地域発達支援協議会で協議し、一貫した支援を行う。
 - ・ 保育園・幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校の連携を深める。
 - ・ 「個別の支援計画」(サポートファイル)を作成し、関係機関への引継ぎを行う。
 - ・ 個の状況により、必要が生じた場合、関係機関によるケース会議を行う。
- ◎ 幼稚園や小・中学校における障がいのある子どもを支援するため、特別支援教育支援員制度の充実を図る。
- ◎ 様々な障がいについて理解・支援の方策について研修できる場を設定するとともに、情報発信を行う。
- ◎ 新居浜市の発達支援・特別支援教育の中核的機関として、「こども発達支援センター」の充実を図る。

(2) 学校における取組

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 障がいのある児童生徒一人一人について、指導を充実するため「個別の指導計画」を作成する。また、一人一人のニーズに応じた「個別の教育支援計画」(個別の支援計画*サポートファイル)を作成し、教職員の共通理解のもとにきめ細やかな指導・支援を行う。
- ◎ 校内委員会において、特別支援教育コーディネーターを中心に学校全体の支援体制を整備する。
- ◎ 特別支援学校のセンター的機能を活かし、助言または援助を要請し、教職員の資質・能力の向上を図る。
- 県立新居浜特別支援学校などに在籍する児童生徒との交流、校内における交流及び協働学習を計画的組織的に行い、障がいのある子どもと地域で共に育ち、学び、生きていくことに取り組む。

- 障がいのある児童生徒一人一人の特性を理解し、その児童生徒が将来自立していくため、進路指導を含め、方策を検討する。

4 外国人児童生徒についての取組

社会のグローバル化により、外国人児童生徒等の修学に対応する。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ・ にいはま日本語の会と協働し、日本語を指導する。
- ・ 外国人児童生徒の学校生活に対応するため理解を深める。

Ⅲ 規範意識を養い、社会で適切に行動できる子どもを育成する。

1 生徒指導の充実について

(1) 積極的な生徒指導の充実 —— 基本的な生活習慣の徹底を図る。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

◎ 積極的な生徒指導の充実

社会にルールがあるように、学校にも守るべきルールがある。学校と家庭が連携し、子どもたちに規範意識、基本的な生活習慣を身に付けさせる。また、学力低下の要因には、学習意欲や学習習慣の欠如があり、生活習慣を確かなものとし、学習意欲、学習習慣を形成する。

- ・ 挨拶や言葉をかけあえる「ひと」づくり
 - ・ くつ（履物）・傘等の整理整頓
 - ・ 家庭と連携をした早寝、早起き、朝ごはんの指導
- ◎ 児童・生徒の問題行動に対処するため、家庭、地域及び、小中高校における一層の情報共有、行動連携を図り、積極的な生徒指導体制を確立する。
- ◎ 警察署、児童相談所、青少年センター、各健全育成団体・機関等との密接な連携を図る。

(2) いじめ問題対策

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ いじめの早期発見、早期対応のために、毎月、実態把握を行う。
- ◎ 定期的な教育相談活動を充実し、児童・生徒の悩みや不安の解消を図る。
- ◎ 7月上旬に「いじめ調査」を行い、集計結果をもとに考察と対応をまとめ研修資料として配布する。
- ◎ 校区の「児童・生徒をまもり育てる協議会」等を通じて、学校・家庭・地域が連携していじめ問題の解決に取り組む。
- ◎ 携帯電話・インターネット等情報機器による、いじめの防止に取り組む。
- ◎ 新居浜市のホームページに「いじめ等相談メール」を開設しており、教育長への直接メール相談を受け付け、学校、関係諸機関等と連携し、早期対応を図る。
- ◎ 「いじめ対策ネットワーク向上事業」（文科省指定）を北中校区を中心に実施する。

(3) 幼・保・小・中学校の交流 —— 児童・生徒の不安を減らすための工夫する。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 幼・保と小学1年生の担任者との情報交換・交流会等を推進するため、「新居浜市幼保小連携推進協議会」を設置し、理解を深める。
- ◎ 放課後児童クラブとの情報交換や連携を図る。
- ◎ 新旧の担任者（前小学6年担任者と中学校1年担任者も含めて）が情報交換し、児童・生徒への理解を深める。

- ◎ 中学校入学を控えた小学6年生が、部活動や授業等を参観することにより、中学校生活を体験する場を設定する。また、中学生から小学生（子どもから子ども）へ、中学校生活や生徒会活動、部活動等についての説明や質疑応答のできる場を設定する。
- ◎ 学校行事、部活動での小中学校の児童・生徒の交流、教科外研修等の教職員の合同研修での交流を促進する。

IV 郷土を誇り、自分を誇れる子どもを育成する。

1 国際交流・国際理解教育への取組

国際交流・国際理解教育を推進し、小・中学生に未来への夢を持たせ、国際感覚の高揚を図る。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 中学生海外派遣事業
 - ・ 「フランクリン＝新居浜」生徒交流プログラム協定（平成19年4月締結）に基づき実施する。
 - ・ アメリカ合衆国ウィスコンシン州フランクリン市と継続して、相互交流を実施する。（新居浜市は10月から11月に派遣する。）
 - ・ 実施内容は、互いの教育現場に関われる内容とし、学校で授業等学校生活を体験するとともに、宿泊については、ボランティアのホームステイにより、それぞれの家庭生活を体験する。

2 キャリア教育

望ましい職業観・勤労観を育むとともに、主体的な進路選択と将来設計ができる児童・生徒を育成するため、奉仕や勤労の精神の涵養などにかかわる体験的活動を積極的に導入するなど、小・中学校の連携を図ったキャリア教育の充実に努める。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 中学生の職場体験活動を、原則、連続した3日間以上実施する。
- ◎ 小学校高学年を対象に、新居浜市内の先進的なものづくりに取り組む企業見学を行う。
- ◎ ものづくり人材育成推進事業
- ◎ 「県「学校力アップ実践研究事業（キャリア教育）指定」神郷小学校（H23～24年度）」

3 郷土愛を育む取組

郷土の文化・歴史を知ることにより郷土への誇り・愛着を醸成する。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 郷土芸能の保存・伝承活動の推進
- ◎ 「子ども版とっておきの新居浜検定」の実施
 - ・ 児童・生徒を対象とした「子ども版とっておきの新居浜検定」を商工会議所との連携事業として実施する。
- ◎ 「子どもふるさと探検隊」の推進
 - ・ 地域学の観点から、文化財保護委員、教員、公民館関係者で、新居浜市の文化財、産業遺産、コミュニティシンボルとなるものを抽出し、児童・生徒が親子連れや子どものグループで郷土の資産を学習できる機会を提供し、自らを愛し、郷土を誇りに思う心を醸成する。
- ◎ 郷土美術館との交流
 - ・ 本物に出会い、感性を高め、心に深く残る体験をさせるため、子どもたちが参加できる野

外教室やワークショップ等の行事を企画する。また、自然科学及び民俗学資料等の常設展示室を活用するとともに、館蔵品である絵画・民具・郷土資料の貸出を促進する。

V 教育環境の整備に努め、確かな学力を身に付けた子どもを育成する。

1 確かな学力の向上

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 基礎・基本の定着を図り、わかる授業の徹底と家庭学習の充実により、学力の向上を図る。
- ◎ 全国学力・学習状況調査結果を活用し、学校が取り組んできた成果や課題を明確にする。すべての学校が取り組む共通努力目標と各学校の努力目標や取組計画を教育委員会のホームページに掲載する。
- ◎ 「新居浜市小中学生科学奨励賞」事業を行う。
 - ・ねらい 科学とのふれあいを通して豊かな人間性を育む。
 - ・応募資格 新居浜市内の小・中学生 個人または共同研究
 - ・研究内容 身近な出来事、人やもの、自然とのかかわり合いの中で、興味をもって考え調べたこと、「なぜ、どうして？」と不思議に思い、考え、調べた内容、理科を中心とした自然科学とともに、生活科・総合的な学習の時間等の研究を各自で発展させたものを含む。
- ◎ 伝える力を育む教育の推進事業を行う。
 - ・ 「こころのことば」コンクールの実施
多感な時期にある児童生徒が日常生活の中で、「言いたいけど言えない思い」を書くという原点に立ち返り、親子が互いの思いを伝え合い、心の交流のきっかけにするためにメッセージを作成し、発表する機会を提供する。
- ◎ 県「森はともだち」推進事業を行う。（船木中H22年～H23年）
- ◎ 「小学校外国語活動補助教材（市教育研究所）」の活用を図る。
- ◎ A L T及び英語指導員の有効活用について調査・研究を図る。
 - ・ 5・6年生では「外国語活動」、3・4年生では「総合的な学習の時間」1・2年生では課外活動において教育課程の趣旨に沿ったA L T及び英語指導員の有効活用方法を調査・研究する。

2 人にやさしいまちづくり

- (1) 環境教育の推進 —— 児童・生徒に対して「活動を通じて省エネ・環境保全に対する意識や実践的な行動力を高める。」ことを目標とする。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 学校版環境I S Oを導入し、いはいまスクールエコ運動（地球にやさしい学校づくり）を推進している。実践校から申請を受け、審査の上、認定を行う。必要経費については、夢広がる学校づくり推進事業費を適用する。現在の認定校（垣生小、角野小、神郷小）
- ◎ 県「環境教育推進事業研究推進校」泉川小学校（H23～24年度）
- ◎ 環境自治体会議（5月25日から27日まで新居浜市開催）における、第10分科会（5月26日）において、新居浜市の児童の取り組みを紹介する。
 - ・ 話題提供校 垣生小学校、フィールドワーク対象校 多喜浜小学校、大生院小学校
- ◎ 新居浜子ども環境キャンプを実施する。

- ・ 別子山の自然を活用し、小学校高学年から中学生40名程度を対象に、2泊3日程度の日程で宿泊研修を行う。
- ・ 伊庭貞剛が行った別子植林をはじめ、新居浜市が環境に対する先進地であることを学び伝えていく活動を行う。
- ◎ 「にいはま子ども環境サミット」を開催するなど、環境保全活動の推進を図る。(7月28日)
- ◎ 地球温暖化防止と、節約の精神を培うため、光熱水費等の使用量削減に努める。
 - ・ 目標を持って取り組むため、前三か年の平均使用量との対比を各学校へ通知する。
- ◎ 学校だけでなく、家庭での取組への活動に努める。

(2) 安全・危機管理 ―― 『防災』と『防犯』の二つの視点から、大切な命を家庭・学校・地域で一体となって守り、支えあう教育を推進する。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞――

防災

- ◎ 防災教育を推進する。
 - ・ 全小中学校において、学校の実態に応じて、年間10時間以上の防災学習・行事等を計画し、実施する。
 - ・ 施設見学、出前講座、防災訓練、防災学習等を地域や愛媛大学等関係機関の協力を得て推進する。
 - ・ 救命救急法の講習として、AED（自動体外式除細動器）の取扱いを、中学2年生全員に学習する。
 - ・ 地域防災スクールモデル事業(金栄・若宮校区 平成21年度～平成23年度)を実施する。

防犯

- ◎ 危機管理と不審者等への対応に努める。
 - ・ 文部科学省のマニュアルに沿い、「日常時」と「非常時」の各学校の対策計画を作成し不審者対応訓練、避難訓練を実施する。
- ◎ 命を守り、大切に教育を推進する。
 - ・ 身の回りの安全・安心について、発達段階に応じて理解を深めていく。
- ◎ CAP教育プログラムの実施 ―― CAP（Child Assault Prevention）：(子どもへの暴力防止のこと)、子どもたちがいじめ、誘拐、虐待等様々な暴力から自らを守るための教育プログラムであり、子どもたちに一方的に説明するのではなく、寸劇や話し合いを通じて、暴力に対して子ども自身の力で、いろいろな対処ができることを学ばせる。
 - ・ 小学校4年生の児童の全学級で実施する。
- ◎ 児童・生徒の通学時の安全・安心の対策について、定期的に再点検を行う。
- ◎ 地域安全マップの作成、活用、また、すばやい不審者情報の報告、提供等によって、安全、危機管理に対する意識を高め、児童・生徒の安全確保に努める。また、定期的に再点検を行う。
- ◎ 子どもの人権保護に努め、虐待児の早期発見や対応を積極的に推進する。
- ◎ 「子ども見守り隊」の定着を図り、防犯ボランティア協力体制を強化する。

- ・ 子どもの安全確保のための学習会の開催
- ・ 情報交流会の開催等によって情報交換の場を定期的に設け、地域との連携を深める。

3 学校給食の充実

生産者の顔が見える食材で地域の自然や産業に理解を深める。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 地場産物等を活用した食育の推進
 - ・ 安全で新鮮な地元食材を利用した給食に努める。
 - ・ 毎月19日を『食育の日』として、地域の食材を使用した郷土料理などの特徴を生かした給食の実施に努める。
- ◎ 学校給食だより等を配付し、食を通して「体の健康と心の健康」を推進する。
- ◎ 市指定校「新居浜市学校給食研究大会」指定校(金栄小学校)
- ◎ より多くの生徒に栄養バランスのとれた給食の提供に努める。
 - ・ 中学校給食において、成長期の子どもたちにとって望ましい給食の在り方についてさらに検討し、改善をしていくとともに、生きた教材としての献立の実施に努める。
 - ・ バイキング給食の実施
- ◎ 食中毒予防対策の徹底を図り、衛生管理の向上・安全保持に努める。

4 学校教育環境の整備

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ これまでの小・中学校の通学区域弾力化を評価・検討し必要なら改正を行う。
- ◎ 活力ある学校づくりを促進させるため、適正な学校規模、適正な学校配置について検討する。
- ◎ 学校施設の安全性確保を図るため、危険箇所の改修を行うとともに、耐震補強工事を継続して実施する。
 - ・ 校舎耐震補強＝多喜浜小学校・北中学校・角野中学校(北棟)
- ◎ 物品の購入は競争入札等を行うとともに、保護者への説明責任を果たす。
 - ・ 割高感の強い標準服、副教材等についての購入の透明性を高めるとともに、保護者の教育費の負担軽減に向けて改善を図る。
 - ・ 学校指定品の契約業者が寡占・独占状態にならないようにする。
 - ・ 競争入札等について、契約業者が偏らないように透明性を高めて、より改善を図る。

5 教職員施策提案の募集

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 教育行政の今日的課題について、広く具体的な教職員の意見を求める「新居浜市教職員施策提案制度」を実施する。そして、可能な限りその内容を新規事業の企画立案や既存の見直し等に活用を図る。

＜募集テーマ＞

- ① 生き方指導を充実させるための取組
 - ・ 子どもたちの健全育成を図るため、基本的な生活習慣の構築への取組
 - ・ 発達段階に応じた、望ましい職業観・勤労観を育むための取組
 - ・ 障がいのある子どもに社会で自立できる自信と力を育むための取組
 - ・ 不登校児童生徒の自立への取組
- ② 確かな学力を育むための取組
 - ・ 学ぶ習慣を身につけさせるための取組
 - ・ 学ぶ意欲を高めるための取組

- ③ 学校・家庭・地域が一体となって子どもを育成するための取組
 - ・ 子どもの安全・安心を確保するための連携に関する取組

6 学校の裁量の拡大

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 特色ある学校づくりを目指した人事を検討する。
 - ・ 教職員配置希望制度を充実させる。
- ◎ 学校管理運営予算等の弾力的運用をする。
 - ・ 学校の企画提案に基づいた夢広がる学校づくり推進事業を充実する。
 - ・ 学校裁量の拡大を進めるため、学校からの予算要望制度を拡充するとともに、予算の使い勝手をよくするため、配分単位のくくりを大きくするなど、配分手法の工夫を行う。

VI 大人の責務・役割を明確にすることで、学校、家庭、地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を高める。

1 学社融合の推進への取組

- (1) 学校支援ボランティア活用制度（「学校支援地域本部」委託事業）——「地域の学校・地域の子ども」という観点から、子どもたちの学習や生活をサポートするために必要な地域資源を蓄積し、活用するためのシステムを構築する。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 学校支援地域本部の拡充（惣開小、浮島小、垣生小、多喜浜小、北中、泉川中、船木中、中萩中、角野中）
 - ・ 学校教育環境づくり支援 校舎の補修や校庭の美化・花壇の手入れ等
 - ・ 学校の教育活動支援 クラブ活動の指導・補助
 - 教科指導の補助
 - 読書活動支援者（図書室での司書役）

- (2) 子どもたちの豊かな人間性を育むとともに、健全育成を図るため学校、家庭、地域が連携し、奉仕・体験活動等を実施することによって、学社融合を図る。

＜平成23年度 重点実施項目・内容＞

- ◎ 放課後子ども教室の充実
 - ・ 高津・大生院・泉川・多喜浜・金栄・金子校区で実施
 - ・ 市内の障がいをもつ子どもたちを対象に「笑顔がいっぱい教室」を実施
 - ・ 教育会が全市の児童を対象に行う「土曜寺子屋」を実施
- ◎ 放課後児童クラブの運営

これまで児童福祉課で所管していた同事業を、社会教育課の所管とする。働く親の子を対象として、放課後等の子どもの居場所を確保する。別子小を除く全小学校校区で実施（浮島小は川東児童センター）金子小・高津小は2か所、中萩小は3か所（うち1か所は上部児童センター）で運営する。
- ◎ 基本的生活習慣の醸成
 - ・ 挨拶・靴をそろえる・朝食を摂る習慣等の基本的生活習慣を家庭において身につけさせる運動を実施する。
- ◎ 市職員・教職員が地域の一員として、公民館活動等に積極的に参画する。